

戦時下の学生と学生風俗の統制

——一九三八年の学生狩りを中心に——

北 河 賢 三

はじめに

本稿では日中戦争開始後の一九三八年二月～六月に実施された、警視庁による「学生狩り」という強権的な風俗統制を取り上げ、併せて、その対象となった早大生と早大当局の対応を中心に検討する。

思想・道徳と風俗は密接な関係にあり、言論・思想統制とともに風俗統制の検討は重要なのだが、「学生狩り」をはじめとして、その種の研究は乏しい。そのためか、これまでの近現代の通史や世相史では、風俗統制は年表程度の記述か、コラム欄にエピソードとして記されるに止まっている。しかも「学生狩り」については、ほとんどが一九三八年二月の検挙のみを記した『警視庁史 昭和前期』（一九六二年）にもとづいて記述されており、その後の早大生などを対象とする「学生狩り」には言及されていない。また、各大学史においては、学生運動や「学校騒動」、学徒勤

労働員および学徒出陣を除くと、学生生活にかかわる記述は手薄で、「学生狩り」などの風俗統制への言及は乏しい。⁽²⁾以下では、最初に一九三〇年代の言論・思想統制と学生の動向を概観し、ついで一九三八年二月のいわゆる「不良狩り」と、五月末以降の早大生などを対象とする「学生狩り」を検討する。

なお、本稿で多用する新聞とその年月日の注記については、東京朝日新聞は東朝、東京日日新聞は東日、読売新聞は読売、早稲田大学新聞は早大と略記し、年・月・日を略して、たとえば二月一五日は二・一五として（ ）内に入記する。また、用語（検拳と検束）や呼称（撞球場、撞球所、玉突所）、人数を数える語（人、名）、早大学生組織の名称などは統一せず、各新聞記事の表記のままとした。引用文には筆者が適宜句読点と、……（中略）、「 」内の語および傍点を付した。

一 一九三〇年代の言論・思想統制と学生の動向

（1）一九三〇年代の弾圧・統制と思想・文化状況

治安維持法制定後の左翼運動取締りと言論・思想統制の第一の画期は一九二八年である。三・一五事件が起こり、緊急勅令で治安維持法が改定され、特高警察が全国に配置された年である。また、「学生思想問題」対策のために文部省に学生課が設置されたが、同課はその後、学生部（一九二九年）、思想局（一九三四年）、教学局（一九三七年）へと昇格・拡充されている。第二の画期は、満州事変と連動してファシズム化の動きが強まるなかで、国民精神文化研究所が設置され、司法官赤化事件、教員赤化事件、滝川事件が起こった一九三二～三三年である。三三年には内閣に思想対策協議委員会が設置され、内務・司法・文部各省の思想対策が協議・統合されている。また、共産党指導者の佐

野学、鍋山貞親の転向とそれに続く大量転向のもたらす政治的効果は大きかった。

その後一九三五年に起こった天皇機関説事件と「国体明徴」にともなう「教学刷新」の動きは教学統制上の画期をなすが、一九三六～三七年には、ファシズム化に対する批判的言論と社会・文化運動は一定の高まりをみせた。しかし、一九三七年の日中全面戦争開始にともなう一連の弾圧・統制は、そうした動きを打ち砕く第三の画期となった。反戦反軍的記事の差し止め、批判的論説・小説などの相次ぐ発禁・削除処分、反戦・反ファシズムの志向をもつ新聞・雑誌の廃刊、『世界文化』などの「京都人民戦線の文化運動」事件、矢内原事件、人民戦線事件（第一次・第二次）などがそれである。この段階で批判的な社会・文化運動と論壇上の批判的言論は後退を余儀なくされ、批判的主張は一部の個人雑誌・同人雑誌などに拠るほかなくなった。さらに一九四〇年には、新協・新築地両劇団の解散と劇団員の検挙に象徴されるように自主的集団が強権的に解体される一方、大政翼賛会、大日本産業報国会などが組織されて全体主義的体制が確立し、知識人・文化人の翼賛運動への参画が著しくなったのである。

(2) 一九三〇年代の学生運動の動向

一九二八年～一九三一・三二年の時期には、高等教育進学者の激増と不況下の生活難・就職難を背景にして、旧態依然とした大学などのあり方に対する学生たちの不満が噴出し、「学校騒動慢性時代」といわれるように「学校騒動」が頻発した⁽³⁾。また、前記の一九二八年以降の弾圧と取締りの下で、左翼学生運動は地下に潜行し学外の共産主義運動との結びつきを強めつつ推進されたが、表にみられるように、徹底的な取締りによって左翼学生に関する事件数・検挙者数は一九三三年以降急減していった。一方、左翼学生運動の退潮と踵を接するようにして右翼学生運動が高まり、国家主義学生団体設立数は、一九三二年一九、三三年二六、三四年一七に及び、最初のピークを迎えている⁽⁴⁾。

表 左翼学生の事件数・検挙者数・起訴者数・学校処分者数

年	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
事件数	13	75	117	221	395	308	157	84	39	23	66
検挙者数	29	120	292	950	1119	1170	670	303	87	67	92
起訴者数	1	28	28	77	32	60	93	31	2	2	14
学校処分者数	12	284	312	864	984	901	578	162	33	19	32

出典：松村禎彦『最近に於ける左翼学生運動』（司法省刑事局、1941年）369頁。

滝川事件に対する京大学生の抗議運動および他大学学生・高校生の京大支援運動の敗北と弾圧は、学生運動の衰退に拍車をかけた。たとえば、滝川事件が起こった時、一高三年生だった遠山茂樹は事件を知って憤慨し家族や知り合いに説明したが、「反応は大変消極的」で、「むしろ関心は、血盟団事件と五・一五事件の公判に向けられており、被告の立場に同情的で……がっかり」した。翌年東大に入学した時には、滝川事件に際して高まった運動は「あとかたもなく消え失せていた」と回想している^⑤。

しかし、弾圧によって左翼組織が壊滅した後の一九三五年ごろから、大学の内外で文化団体が結成され、団体の機関誌や同人誌が相次いで創刊された^⑥。これに対して、大学・高校・専門学校では、学生・生徒自治会活動の抑圧、弁論部の講演会、文化祭、演劇活動などの抑圧や禁止、運動部とは対照的な文化部予算の削減など、滝川事件以後の大学の反動化の下での学生課（高校は生徒課）による文化活動の抑圧、いわゆる「学生課的支配」^⑦が強められたのである。

（3）教員・評論家の学生評と学生の動向

一九三二年度以降に高等学校に入学した学生に対して、しばしば「事変後の学生」ということばが冠せられた。古在由重は、「ある人々は……一般にかれらを就職問題に対する異常な過敏症と社会問題に対する冷淡な無関心性によって特徴づけている。あるいはまたかれらに共通なものとして思想の欠乏および教養の低下ということが指摘されて

いる⁽⁸⁾と述べている。また、河合栄治郎は、「凡そ主義と称するものへの欲求を持たない」ことが、「事変後の学生」の「根本的」態度だとみている。そしてとくに「寒心すべき兆候」として、第一に「一定の人生観とか世界観とかを持ち合わない」、第二に「教養の不足」、第三に「功利的打算的」などを挙げている⁽⁹⁾。

「事変後の学生」についての指摘とも重なるが、一九三〇年代中ごろから青年論・学生論が盛んに論じられた。そこでの教員や評論家の学生評をみると、「知識」・「教養」の有無・低下についての判断は分かれるものの、「虚無的」「懐疑的」「傍観的」「無思想」「個人主義的」「功利的」「享乐的」などと評するものが多い⁽¹⁰⁾。学生たち自身も、しばしば「懐疑的」「無節操」「無主義」「享乐的」であることを認めている⁽¹¹⁾。

一方、戸坂潤は、「最近の学生は勉強しなくなり教養がなくなつて来た、本を読まなくなつたといはれる」が、「現代の学生も、平凡な意味に於ける秀才的な勉強は相当やつてゐる」、ただし「問題になるのは」、「思想的な情熱」と「批判的な読書力」だと指摘している。なお、教養について戸坂は、「識見や良識の問題を離れて教養はなく、又身についた思想と感受のシステムのない処に教養などはない」とみる。また三木清は、学生たちが「読書についてすら自主性を失つて」、一種の「権威主義」が著しくなっていると指摘している⁽¹²⁾。二人の指摘に共通するのは、「秀才」型学生にみられる新たなアカデミズム志向、戸坂のいう「新アカデミー主義」である。

以上のような学生評に対して、学生の動向全体を見きわめることは難しいが、主だった現象を挙げると、以下のようなものがある。

第一は、趣味・娯楽・スポーツへの傾斜である。映画・写真熱、スポーツブーム、喫茶店・撞球場・麻雀クラブ・カフェ・バー通い、「ダンス学生」が代表的であろう⁽¹³⁾。これらの趣味・娯楽の普及は一九二〇～三〇年代の都市を中心とする大衆消費社会化にともなう社会現象であり、学生に特有の嗜好とはいえないが、学生運動に対する弾圧は「一

般学生から学問の集团的な研究を奪つてしまふ結果となつた。学生はスポーツや娯楽以外では団体的に自己を表現する道を持たなくなつた⁽¹⁴⁾」という大室貞一郎（東大学生主事）の指摘は、「団体的に……」とは限らないと思うが）妥当であるう。

第二は、教養主義的自由主義への傾倒ないし退避である。河合栄治郎『学生生活』（日本評論社、一九三五年）や、河合編『学生と教養』『学生と読書』などの〈学生叢書〉全一二冊（日本評論社、一九三六―四一年）が、高校生を中心にずいぶん読まれた⁽¹⁵⁾。最初の『学生と教養』が全体を象徴するタイトルであり、河合は、「あれ以来教養は到る処で話題とされ、一種の流行とさへなるに至つた」（『学生と生活』序文）と述べている。これらの編著書の刊行は、前記のような「事変後の学生」の現実を憂慮する河合の対応の所産であつた。「いかなる客観の動搖に逢着するも、毅然として動かざる自我」（『学生と教養』序文）を確立すること、これが河合の訴えるところであり、⁽¹⁶⁾『きけわだつみのこえ』やその他の遺書および回想記にもみられるように、少なからぬ戦中派世代の学生たちの心の拠りどころになつたと思われる。

第三は、右翼学生運動の高まりである。一九三〇年代前半の動きは既述の通りだが、一九三七―三九年には三〇年代前期を上回る八九団体が設立されて第二のブームを迎え、一九三九年九月時点の国家主義学生団体数は二〇七、会員数三万一七三二人に及び、一九四〇年五月には全国組織として日本学生協会が創立されている⁽¹⁷⁾。とはいえ、読書調査を初めとする各種の学生生活調査や新聞・雑誌が伝える学生の動向および学生評をみる限り、右翼学生運動が学生たちに大きな思想的影響を及ぼしたとは言いがたく、日本学生協会も一九四三年に解散を余儀なくされている。

以上のほか、反ファシズム文化運動については先に言及したが、これに参加・呼応する学生は少なくなかつた。唯物論研究会（一九三二―三八年）には学生もかなり参加し、あるいは『唯物論研究』を読んでおり、平均四千部発行さ

れたという新聞『土曜日』（一九三六～三七年、月二回発行）の読者の中心は学生・サラリーマンだったといわれる。また、京都の『学生評論』（一九三六～三七年）、東京の『東大春秋』（一九三四～三七年）、『図書評論』（一九三四～三七年）などの雑誌は、京大・東大の学生によってになわれ、学生消費組合運動も一九三六年ごろまでは存続している。

しかし、滝川事件後の大学の対応と教授たちの態度への不信、および左翼の転向のもたらした衝撃は大きく、大学・学問という「権威」やこれまでの「思想」に対するニヒリズムとともに、不安・動揺が生じた。『世界文化』の「創刊の辞」には「不安」と「ニヒリズム」が、『学生評論』の「発刊の言葉」には「不安と動揺の時代的苦悩」が、表白されている。そうした社会心理はおそらく多くの学生にも及んでおり、加えて言論・思想統制が強まるなかで、趣味・娯楽など私的・風俗的自由に傾斜してゆく流れもあれば、ニヒリズムと不安を抱えながらもそれを超えて、既成の「権威」や「思想」に囚われない自由な思想を追求し、新たな学問・芸術を創り出すとする動きもあった。アジア・太平洋戦争期には、公然と研究会・読書会を開くことさえ不可能となり、沈潜^レを余儀なくされたが、戦時下の抵抗精神が、戦時～戦後初期の傑出した思想と学問・芸術を生み出したのであろう。

二 一九三八年の学生狩りと早大および早大生

(1) 一九三八年二月の青少年・学生狩り

警視庁は国民精神総動員強調週間を期して、一九三八年二月一日、銀座、新宿、浅草、玉の井などの盛り場で「不良青少年、学生」二千名を検挙した。大部分は説諭を加え今後出入りしないという誓約書を書かせ帰宅させた。四谷署の八〇名をはじめとして四四九名が留置された。安倍源基の警視総監就任（一九三七年二月）以来「はじめての大

「がかりな取締り」（東日二・一六）、「一九三三年秋以来の大々的不良狩り」（東朝二・一六）などと報道された。¹⁸⁾

続く二月一六日の検挙では、署長が説諭、訓示、宮城遙拝させた署もある。大崎署では検束した者のうち大学生二〇余名のみを集め、「非常時と学生の心構え」を訓戒している（東朝二・一七）。

一五〜一七日の三日間に、府下八〇署で六九一〇人検挙、一八日の上野・早稲田・戸塚署等を加えれば七千人を突破。一八日は警察署別では戸塚署が三二六人と最も多く、早稲田第一高等学院学生係の名で「急告」を掲示した写真が載せられている（読売二・一九）。また、戸塚・早稲田両署では三日間で計四七六人が検挙されており（読売二・二六）「当今学生気質⁷⁾」、早稲田の学生も検挙されたと思われるが、その人数は確認できない。

『警視庁史 昭和前期』（一九六二年）は、三日間の（上記の報道によれば実際には四日間だが）取締りを簡単に記している。検挙者総数七三三七三人、内訳は、学籍ある者三四八六六人、うち専門学校以上二二六一七人、中等学校生徒八六九人、有・無職者は三八八七人、うち有職者二九九九人、無職者八八八人、処分別内訳では、説諭放還三六四七人、検束三〇三六人、拘留四三八八人、科料五〇人、送致見込二〇二人と記している。新聞報道では「不良狩り」「不良学生狩り」と称されているが、喫茶店、撞球場、麻雀クラブ、映画館、公園、デパートなどにいた青少年に対する一網打尽の検挙だった。しかし、その五割近くを学生が占め、クローズ・アップされたのは学生だった。したがって、この時の一斉検挙を「学生狩り」と称するのは不適当ではない。なお、『警視庁史』には、その後の学生狩りへの言及はない。

初日の検挙について東京日日新聞は、「大学専門学校の学生をはじめ時局を忘れて盛り場で遊興に耽る青年層の自粛を希望して……の一斉取締りは非常な反響を呼び、十六日は早朝から電話や口頭で「引き続いて嚴重に取締りを励行してもらひたい」といふ激励が警視庁に殺到」したと報道している（東日二・一七夕刊）。また、読売新聞「読者眼」欄（読者による時評欄）に寄せられた菅原朝臣「不良学生狩り」は、「象牙の塔、大学の講筵をあづかる学者の検挙と

議会における痛烈なる思想批判、試験期のみめざして行はれた警視庁の不良学生狩りの結果——この最近の二つの事象ほど、現在における学者と学生の、もつと適切には学校と教育の、欠陥を如実に露呈したものはない。……学生な、がゆゑに徴兵、服役の義務を延期または免れてゐる、壮年の学生が、たとへその一部にもしろ、試験期をよそに盛り場の享楽機関に蝟集して、警察のストームを喰ふなど、その醜態は言語道断だ。……大学の転落が論じられ、文部省無用論が叫ばれるのも故あるかなだ」と述べている（読売二・一九）。

なお、同記事の「係付記」によると、ほかに不良狩り徹底論二名、検束慎重論一名などがあつたとされるが、二月二三日「読者眼」の「学生狩り緒論」には、学生狩り批判、学生への同情論など四名の意見が掲載され、その他に、不当干渉を訴えた者四、学生への同情五、教育改善三、学生享楽機関撲滅二、サボ狩り賛成一、があつたと付記されている（読売二・二三）。

ところで、一九三七年一二月の時点で、警視庁は「文教刷新の建前から帝都の大学、専門学校の外廊からカフェー、バー、撞球場、麻雀クラブ等の享楽機関を一掃すること」に決し、松澤保安部長、田中保安課長が案を練っていたが、近く各署長に対し重要通牒を発するとともに文部省に対し学校当局が従来の自由主義的学生の監督方針を一擲し自衛するやう適法を講ぜられたいと意見を上申することになつた」と報じられている（東日一九三七・一二・二四）。娯楽・遊興施設を大学周辺（三百メートル以内）から駆逐することは、法規の面からも実際にも容易ではないはずだが、警視庁のこうした思惑を背景にして、「享楽機関」を一掃するよりも前に「不良学生狩り」が強行されたと考えられる。

なお、二月の大量検挙以後、「不良学生狩り」の報道はしばらく途絶えていたが、四月二八日朝、象潟署が「抜打的に第二次不良学生狩りを開始」し、六五名を検束している（読売四・二九）。

(2) 一九三八年五月末～六月の学生狩り

その後、五月三十一日朝、戸塚署が学生四四名を検挙した。うち四二名が早大学生・高等学院生。そのほかに「ライスカレーを食つてゐて連行された会社員が一六名」いたとされる(読売六・二)。また、早稲田署では、六月三日午前九時を期して管内の喫茶店、麻雀屋、カフェ、撞球所を一斉検索、一二五名を検挙、夕刻まで板の間に正座させた(東日六・四夕刊、正座の写真が掲載されている)。さらに、「強情な十名は同夜は留置」された(東日六・四)。なお、後者の記事と並べて、早慶戦の前夜から神宮球場前で徹夜して並んでいる学生たちの写真入りの記事が掲載されている。

六月五日夜には、本郷本富士署がカフェや喫茶店にいた青年、デート中の男女など六八名を検挙、演武場に収容して署長が説諭、そのうち「悪性のもの」二二名は留置。神田万世橋署は一三名を検挙。両署検挙者の内訳は大学生、中学生、店員、職工、女給などとされる(東日六・六)。

なお、二月の「不良狩り」「不良学生狩り」との報道に対して、今回は「サボ学生」に対する「学生狩り」と報道している新聞記事が目立つ。

早大生の検挙について、中島早大学生課長は、「大体私共は、かうした学生狩の趣旨については、はじめから大賛成で、先日東京(の)大学学生会で学園浄化の申合せをなし、警視庁へその旨申し入れたほどです。しかし警察のやり方について今回は果たして遺憾がなかつたかどうか……学生を呼んで様子を聞き警察のやり方に不審な点があつたら、適当の手段を講ずるつもりです」と述べている(東日六・四)。

学生狩りについて、五月末に文部大臣に就任した荒木貞夫は、師範学校長会議での訓示において、「被検挙の中に多くの学生々徒があると報ぜらるゝことは、教育の任に当たる者の深く遺憾とするところである。諸君は他の取締権の発動を待つまでもなく、自ら進んでその肅正の措置をなし……」、「教育の貧困の結果なり」などと述べている(東

朝六・八)。この訓示について、東京朝日新聞の社説「学生風紀取締と新文相」(東朝六・九)は、荒木発言を「頗る時宜に適せるもの」としたうえで、「学生風紀問題に関して最近学校当局の取る態度は、多少長いものに巻かれる式の投げ気味に墮し、警察官憲の一網打尽的な「学生狩」を已むなき事と看過して居る傾向がある。中には若干の苦情批判を試みる者ないではないが、その声は弱く、寧ろ「学生狩」の脅威の力を藉つて、始めて学校風紀維持の責任を果たし得るが如く心得る他力本位のものも少なくないのである」と指摘している。

九日には、早大政経学部二年の学生六名が警視庁大坪刑事部長を訪問し、「現在の学生取締は徒に学生を萎縮せしめるのみであるからと抗議」し(東朝六・一〇)、学校には学生課があり学生の言動の取締に当たっているのだから、学生課と連絡を取って取締りをしてもらいたい、と述べている(東日六・一〇)。そのほか、読売新聞の「読者眼」には、早大生小川鉞二の「学生狩へ抗議」が掲載されている(読売六・一二)。その中で或る教授が、第一時限の授業を休講にしたので学生一〇数名が三省堂の二階に行きコーヒーを飲んでいたところを引っ張られ、気の毒なことをした、と話したことを紹介している。

早稲田大学新聞(週刊)によると、早大では「不良狩り」に対して賛否両論が対立し、検束方法に非難の点無きにしもあらずと、七日の学部長会議で問題になり、また九日には新聞研究会有志が警視庁へ出向いて大坪刑事部長と会見し、その真意を打診している。翌二〇日政経三年の学生大会では、(一)学生の自粛、自治的統制、(二)学生クラブ設立促進又は学生ホール改善、(三)警察当局への不法行為に対する質疑などを満場一致で可決。一三日には政経二年学生大会が開かれている。なお、「学園当局でも数年来より早稲田街浄化を警視庁当局へ具申し、居り、又学生ホール改善等に関しても留意してゐる」が、出張中の田中総長の帰京を待つて早稲田署と懇談する予定だと報道されている(早大六・一五)。

一五日に予定された早大と警察の懇談会に先立つて行われた、早稲田大学新聞記者と早稲田署長藤田次郎との問答のなかで、藤田は、「不良行為に対する予防的立場から取り締つてゐるのであつて警察権の発動からではない。其根柢は現代の大学生が国家社会の客観的情勢に無関心なる態度がその行動にみられ、時局認識に対する関心を深く持つて貰ひ度いからである」と述べている。また、「朝食中検束されたり、白昼公然と大学生をトラックに詰めたり、誓約書を書かせて拇印を捺させたりする行為は横暴と思ふが？」との問に対して、「そんな事は絶対に無い」と答えている⁽¹⁹⁾（早大六・一五）。

六月一五日には、早大当局（幹事・教務課長・調査課長）と警察（早稲田・戸塚両署長）の懇談会がおこなわれた。大側は、「今回の警察の処置に対しては十分感謝し決して行き過ぎとは思つてゐない。一層学生の自粛を要望しまた勉学を快適にするため環境改良を考慮中である」と述べ、警察側は、「学生の取締りは……最近の客観的事態に即し学生の自粛を求める意味で行つた。喫茶店や麻雀クラブに入り浸つてゐるサボ学生が問題で、そば杖を食つた人達には気の毒に思つてゐる。今後も「親心警察」を引き続き行ふ」と述べている（東日六・一六）。また、「サボ学生、取締りは社会風潮の刷新、指導教化の点から行つてゐる」とも述べている（東朝六・一六）。

一方、六月一六日、政経・文・法・商・理工五学部の学生代表一九名が集合して「学生代表委員会」を開催、五時間にわたり協議した結果、「早稲田大学々生代表」の名で「声明書」を発表。ついで一七日には、大学の大塚学生課員出席の下に七時間にわたる協議の結果、「早稲田大学々生委員一同」の名で「全早大学生諸君に告ぐ！」を発表した。両者は、早稲田大学新聞『号外』（六月一八日発行）に並べて掲載された。

「声明書」では、「二月以降所謂「学生狩り」なる名称の下に屢々警察当局の採れる行動は如何に社会認識を総合するも又現行法の如何なる解釈に依るも吾等は何等の妥当性を認むる能はざる処なり、殊に該検挙の無統制無秩序は徒

に学生の反抗心を助成せしめたるのみならず、大学生々活に対する社会一般の曲解を招来せしめたり、……関係当局に徹底的反省を促すものなり」と述べられている。

これに対して「全早大学生諸君に告ぐ！」では、「実に数回に亘る当局の無法なる檢拳にも拘わらず、社会一般は、学生に対し寧ろ冷視するのみならず、大学学生々活を曲解するに至りたるは之等少数者の無自覚なる私的行動によるものなり……学生々活の本質に背馳せる如き少数者に対してはその猛省自肅を要求し……」と、「当局の無法なる檢拳」を指摘しているものの、「学生々活の本質に背馳せる如き少数者」に「猛省自肅を要求」することに力点がおかれている。²⁰

ところが、六月一七日、早稲田署はまたしても早大生に対する学生狩りをおこなった。一八日の東京朝日新聞は、「学生側声明に／＼逆襲的取締／＼早稲田署に又四十名」との見出しをつけ、早大学生が一六日声明書を発して自肅自戒を公表し、警察の無統制取締りを難じたのに対し、早稲田署は一七日朝九時、喫茶店、撞球場、麻雀クラブを襲い、四〇余名の学生を發見、檢拳はせずに訓戒だけで釈放したと報じている（東朝六・一八）。これに対して、早大学生委員会は「あまりに挑戦的な処置だと憤激し」、一八日午前、本部幹事室で田中総長に会見して設備改善や檢拳に対する学校当局の対策などについて懇談し、続いて午後、同室で法学部教授に法律見地からの意見を質したところ、「〔警察〕当局は指導といふ意味でやつてゐるのだと思ふ」と語り、「学生檢拳は妥当とする口吻を示し、学生委員会側を落胆せしめた」と伝えられる（東日六・一九夕刊）。

なお、読売新聞の記者は一七日に安倍総監を訪問しており、その時のやりとりを次のように伝えている。「一斉に反対の声があがつてゐますが、学生狩りはまだ続きますか？」と訊いたトタンに総監閣下は「学生狩りではない、不良狩りだよ」と嵐の性質を明白にした、十七日午後サボ学生殲滅に邁進した主人公は総監室で毅然たる口を切つた

のである。／「やるサ、不良狩りの方針は依然として変りない、たゞ、学生狩り」といふ変な言葉が流行してしまつたものだからすつかり誤解されているやうだが……」（読売六・一八）。

読売新聞は続いて、「早稲田の学生の反撃からやうやく重大化した都下不良学生の取締りにつき警視庁でも都下不良狩り、方針の再検討を迫られ」、一八日緊急会議を開催、「飽くまで独自の立場から時局に副ふ取締りを断行、学生の自粛徹底に邁進する方針を一決」し、安倍総監は文部・内務両省を訪問し、経緯と今後の取締態度等につき報告することになったと報じている（読売六・一九）。

一方、文部省では、一七日に到達した警保局からの検挙報告を子細に検討したうえで、近く内務当局と懇談し、「行きすぎた風紀警察に対し抗議する事となつた」（東朝六・一八）、「内務省、警視庁等の外部的圧力による学生肅正に頼らず」文部省自身が当たり、被検挙者が多い私大・専門学校の新入生生徒生徒生事会議を開いて意見を聴取し、具体的肅正方針を指示することとなつた、などと報じられた（東日六・二二夕刊）。

文部省の態度に対して、読売新聞は六月一八日の社説「文部当局の三猿主義を戒む」で、次のように論じた。二月の検挙は不良狩りを目的としていたが、今回は「警察の手により学生の怠惰不勉強を矯正しようとしてゐるのであるから問題となるのである。……警察のやり方が行過ぎであると思はれる一方、この問題に対する文部当局の怠慢ぶりは、又何としたことであるか。……「成行きを注視してゐる」といふだけですましてゐてよいのであるか」と。

文部省の「抗議」とはいうものの、右の記事にみられるように、文部省の無為・「怠慢」は明らかであり、その点を批判されたための「抗議」だと思われる。

早稲田大学では、各学部連合委員の代表一名が六月一八日午前、田中穂積総長を総長室に訪れ会談したが、以下

はその一問一答の一部である（東朝六・一九）。

問 根本的なことは大学当局の訓育の不徹底な結果だと文部省は言ひ、校友は安部さん（磯雄氏）が居られたならばと言つてゐる⁽²¹⁾

総長 それはどういふ意味かね、事変以来僕は七回の講演会で学生に時局認識を訴へ、学校当局も大いに努力はしてゐる……問 善良な学生が絶えず検挙されてゐるが、学校当局は抗議しないのですか

総長 警察当局は事を好んでやつたとは思はれぬが、善良な学生の検挙は真に遺憾だ、然し二日も三日も留置したといふのではない、また事情も詳細に判らんのだから、今のところ学校からどうといふことはない

その後の早稲田大学新聞には、新居格の「学生取締り問題の根本策」（早大六・二二）が掲載されている。新居は、バー、カフェ、新興喫茶店、ダンスホールへの学生の入場は禁じられているが、喫茶店、撞球場、麻雀クラブへの入場が取り締まられたのに対して、それを規制する規則上の根拠がないことを指摘し、学校当局は、「指導監督権を警察当局に一部委譲したその無気力について」「最も反省を要しはしないか」と批判している。また、三木清「学生狩り論争」（読売六・二二夕刊）は、「学生の行動にやたらに干渉するといふことは、あの思想事件の類発以来、警察において馴致された風潮である。これに対して学校当局は、その頃黙過して来たのみでなく、自己自身も次第に警察化したのである。教育の警察化は今日に至るまで存続してゐる傾向であり、そのために我が国の教育は甚だしく正常性を失つてゐる」と指摘し、東京朝日新聞社説「要は学生のために」（東朝六・二三）は、「いやしくも「検挙」が、無統制であり、非常識である」とき印象を与へてはなるまい。況んやこれを事実として学生に体験せしめるやうなものであつてはならないはずである」と論じている。

右の記事にみられるように、一部のメディアと評論家は、警察のやり方の不当・不法性を指摘するとともに、大学当局の警察への依存的・追隨的姿勢に批判的だった。

以上のような情勢のなかで、早稲田大学の各学部代表をもつて組織する学生委員会委員と安倍警視總監との会見を要求することになり、その瀬踏みのため、二〇日正午政経科と文科の二委員が警視庁を訪れたが、学生側から発表された自粛声明に機嫌を悪くした安倍総監は会見を拒否し、「こちらのやる事を曲解して騒ぎまはつたあげく、片腹どころか両腹痛い声明書みたいなものまで発表して宣伝するなどとは純真なるべき学生としては少し行きすぎた態度ではないか」と語った（読売六・二二第二夕刊）。二人が安倍総監に会見を断られたあと、早大生代表一三名が同日午後四時、再び警視庁を訪れ総監室に押しかけたが「秘書に撃退され」、やむなく刑事・保安両部長に会見した。

学生代表は「一、学園街の喫茶店はわれ／＼一万八千人学生の憩いの場でもあるのだから、学生自身の手で適当な取締りをさせて貰へないか 二、教化、指導等の意味の検挙なら一応学校当局と連絡をとられたい 三、今後われ／＼学生を尊重して人格を蹂躪しないやう 四、もし喫茶店が不良の温床とでもいふのなら学園街から駆逐して貰ひたい／＼等々の希望を交々述べたが、両部長は一々検挙当時の例をあげて学生の無自覚を指摘、何の応答も与へず、要するに学生自身の自粛自戒を要求して「今後不良としての取締りは断じてゆるめない」との結論にまで行き、午後六時代表連は「またちよい／＼来ます」の言葉を後に引きあげた」という（読売六・二二）。

ところが翌二一日、早大連合学部委員会（早大学生委員会）は「今後の自粛自戒を誓つて解散」したと報じられた（東朝六・二二）。これは「学校当局の自粛政策」にもとづくもので、「今後はこの問題に関する外部との交渉を一切中止して専ら自粛に努めるやう申合せを行つた」からだという（東日六・二三）。また「田中総長は今回の事件を頗る遺憾とし、来る二十九日……事変一周年記念講演会において……学生の自粛自戒を促す事となつた」とされる（東朝六・

二二)。

なお、早大の六月二二日付の「学部長附属学校長会議事録」によると、「喫茶店等ニ於ケル学生検挙ニ関スル件」について総長より委細報告があり、「1 学生ノ自肅自戒ニツキ更ニ各部附属学校ニ於テ一層徹底セシムルヤウ努ムルコト 2 今後ハ各クラスニ於テ学生ヲシテ夫々一層相警シムル方針ヲトルコト」とされ、「検挙学生ニ関スル件」については、「検挙学生ハ速カニ之ヲ処分スルコト」と記されている。⁽²²⁾

六月二九日、田中総長は「支那事変一周年を迎へて」と題した講演で、次のように述べている。

今、此の建国以来未だ曾て無い非常時に際会して、畏れ多くも宮殿下すら日のご飯を召上つて、露営に眠る皇軍将兵の辛苦に御同情を垂れさせ給ふ此時に、彼の支那の蒋介石すら、新生活運動に於て、亡国的の遊戯として絶対に禁止した麻雀などに耽溺して学業を放擲するやうな不心得の青年や、或は又遊惰安逸に醉生夢死の生活をするやうな間違つた学徒がありとすれば、……大隈老侯の地下の英霊は定めし悲憤の涙を濺がれることであらう……⁽²³⁾

六月二〇日前後には、戸塚署・早稲田署以外でも学生狩りがおこなわれている。列挙すると、以下のとおり。六月一八日、神田錦町署は午前中に麻雀屋、玉突屋にいた「サボ学生」二八名を連行、さらに午後一六名を検束(東日六・一九)。一九日、上野署は午後五時から一一時まで、上野公園、不忍池、カフェ、喫茶店で約百名の「不良狩り」を実施(東日六・二〇)。二〇日、丸ノ内署は劇場、日比谷公園などにいた大学生五人、専門学校生八人、中学生四人、小僧二人、偽学生三人、女学生二人、計二四名を検挙(読売六・二二)。二一日、築地・京橋両署は銀座八丁の学生取締りをおこない、夕方までに一三〇余名を両署に引致し、約八〇名は夕刻釈放、「同伴外出の嫌疑の下に職業婦人を連れた若きサラリーマンもこの「狩り」に引つか、つた」という(東朝六・二二)。

なお、六月二一日、西神田署で取締り当局と管内五大学・専門学校（日本・中央・明治・専修・日本歯科医専）生徒監主事との懇談会が開催されている。「学校側はわずかに明大田中主事が「純喫茶の程度なら見逃して欲しい」と取締りの緩和をちょっぴり要求したのみで、大半は一層の積極的取締を要望」したとされる（東朝六・二二）。

その後、学生狩りは「休憩」状態にあったが、六月三〇日に「又早大生狩り」と報じられた。戸塚・早稲田両署は喫茶店、麻雀クラブ、撞球場を襲って、戸塚署が一九名、早稲田署が六三名を連行している（東朝七・一タ刊）。なお、後に「学生狩りの論功行賞／藤田早稲田署長／愛宕へ栄転」（読売八・一六タ刊）と伝えられている。

ところで、内務省警保局は戦時下の風紀取締の基準として、「一、風俗営業に対し徒に警察力を以て制圧するやうな態度に出ないこと、二、学校並に教化団体等と協力し風紀肅正に努めること、三、営業者の自粛自戒を喚起すること」を決定し、近く全国道府県に通牒することになった、と報じられている（東朝一九三八・六・三タ刊）。

この件に関する読売新聞の報道（読売六・三タ刊）および権田保之助の評論（『娛樂界漫評』『雄弁』一九三八年八月）によると、風俗取締りは道府県によって寛厳まちまちで、警視庁の取締りが突出しており、そのため内務省は上記のような統一の方針を決定しようである。この決定が全国道府県にいつ通牒されたかは不明であり、前述のように、警視庁は「独自の立場」から「取締りを断行」し（読売六・一九）、早稲田署・戸塚署をはじめとしてしばしば学生狩りをおこなったが、六月いっぱいではほぼ終息した。

なお、その後七月二九日の閣議では、荒木文相を中心に、末次内相、有馬農相、中島鉄相、永井通相らの発言中、「徴兵猶予を取り上げるのも一策だ」との発言があったと報じられている（東日七・三〇）²⁴。

以上のように、二月の一斉大量検挙に続いて、「学生狩り」は早稲田の学生を中心にして五月三一から六月三〇日

まで一カ月に及んだ。以後、「不良狩り」・「学生狩り」に関する報道はたまにみられるものの、一九四〇年中ごろが最後である。そして「学生狩り」に替わって、「不良狩り」の対象は軍需産業など殷賑産業に働く青少年工に移った。⁽²⁵⁾

おわりに

日中戦争下の国民総動員の時代において、働かない学生、なかでも授業をサボっている学生に対する風当たりが強まるなかで、警視庁は「現下の非常時局を認識せず学業を放擲して不良の行為に耽る者が少くない」（東朝一九三八・二・一六）として、「サボ学生」を「不良」とみなして「学生狩り」を強行したが、そこには、日中戦争開始後しばらく続いた戦時の緊張にともなう自粛が解けて、一九三七年末ごろから緩んできた一般市民への時局的緊張を促す、というねらいもあったと思われる。こうした、学生を槍玉に上げる警察の不当・不法なやり方に対して、早大学生代表は抗議声明を出し、くり返し警視庁に抗議に出かけている。一方、「早稲田街浄化」を企図していた早大当局は、警察に対して終始依存的・追隨的であり、学生の抗議行動を抑え統制することに腐心した。

「学生狩り」がおこなわれた一九三八年六月、文部省は学生・生徒に集団的勤労作業を義務づけたが、これは「実践的精神教育実施の一方法」と位置づけられ、中等・高等諸学校では夏期休業中に実施されることになった。一九三八年三月からは休業時だけでなく随時おこない、正課に準じて取り扱うことを指示した。また、文部省教務局は一九三八年九月、戦時学生生活刷新のための対策資料として、全国一二〇校、七万人を対象とする学生生活調査の実施を決定し（読売九・二二）、一月に実施している。さらに一九三九年六月には、国民精神総動員委員会が女性のパーマネント・ウェーブとともに学生の長髪を禁止、一九四〇年一月には文部省が学生に禁酒を通達、同年八月には学生生

徒の映画館への平日入場禁止、カフェ・バー・遊技場への出入禁止・制限を通過しており、警察は同年一〇月末日をもつてダンスホールを閉鎖した。こうして、新体制期にかけての時期に、学生風俗の取締りをはじめとする風俗の統制は一段と強化されることになった。⁽²⁶⁾

言論・思想弾圧や文化活動の抑圧は、青年・学生を趣味・娯楽、スポーツなど私的自由の享受へと傾斜させたが、日中戦争期にはそうした私的自由の享受が「享乐的」として風俗取締りの対象となり、さらに封殺されるに至ったのである。

※ 本稿は、二〇一五年一〇月二四日に開催された早稲田大学教員組合・早稲田大学職員組合主催の公開学集会「アジア太平洋戦争と早稲田大学」（同実行委員会主催）における報告をもとにしたものである。

註

(1) 戸坂潤「思想と風俗」(『戸坂潤全集』第四卷、勁草書房、一九六六年。原著『思想と風俗』は一九三六年刊) 参照。

(2) 『早稲田大学百年史』第三卷(早稲田大学出版部、一九八七年)には、二月の「学生狩り」のみならず、その後の早大生に対する学生狩りとそれに対する学生の動きが記されている。ただし、大学当局の対応についての検討は乏しい。また、『昭和二万日の全記録』第5巻(講談社、一九八九年)には、早大および早大生の動きが、見開きで簡潔に記述されている。なお、本稿の発想の基になったのは、北河賢三「一九三〇年代の学生生活―風俗と読書を中心―」(『史観』一九八六年三月)であり、同論文と一部重

なるところがある。

(3) 菊川忠雄『学生社会運動史』(海口書店、一九四七年)、住谷悦治・高桑末秀・小倉襄一『日本学生社会運動史』(同志社大学出版部、一九五三年)。稲岡進・絲屋寿雄『日本の学生運動』(青木書店、一九六一年)によると、大学・高校・専門学校・中学などの「学校騒動」件数は、一九二七年一三、二八年七五、二九年一七、三〇年二三、三一年三九五、三二年三〇八、と推移している。また、H・スミス著/松尾尊発・森史子訳『新人会の研究』(東京大学出版会、一九七八年)によると、「学校騒動」の主な原因は、左翼学生の弾圧のほかに、(一)学友会の自主化・民主化、(二)授業料・学友会費・食堂の値段など諸負担

の軽減ないし廃止、(三)無能教授の追放・授業内容の改善、(四)寮・食堂における学生自主管理の拡大、の要求であった。

(4) 藤嶋利郎『最近に於ける右翼学生運動に付て』司法省刑務局、一九四〇年。

(5) 遠山茂樹『一九三〇年代と社会科学』『歴史評論』一九八三年五月。同年代の丸山眞男や家永三郎も、同様に一九三三〜三四年の変化を指摘している(古在由重・丸山眞男「哲学徒の苦難の道」『昭和思想史への証言』毎日新聞社、一九六八年、家永三郎『歴史学者の歩み』岩波現代文庫、二〇〇三年)。なお、学生運動の退潮は、一九三三・三四年の東大學生運動を回顧した『帝国大学新聞』一九三四年一月一日、一九三五年一月一日の記事や、滝川事件東大編集委員会編『私たちの滝川事件』(新潮社、一九八五年)などにも記されている。

(6) 高桑末秀『日本学生社会運動史』(青木書店、一九五五年)、郡定也「京都学生文化運動の問題―『学生評論』の場合―」(同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究I』みすず書房、一九六八年)、二六会編『滝川事件以後の京大の学生運動 第一集 ファシズムと人民戦線の時代の記録』(西田書店、一九八八年)、大橋周治・須田四郎共編『戦時下学生の抵抗運動―東大を中心とした―』(ウニタ書舗、一九九二年)。

(7) 「学園に於ける学生課的支配」『学生評論』第一卷第二号、

一九三六年六月。文化活動の抑圧については、『帝国大学新聞』の記事および中田二郎「三六年度に於ける学生の動向とその展望」(『学生評論』第一卷第六号、一九三七年一月)に拠る。

(8) 古在由重「現代学生についての感想」『工業大学蔵前新聞』一九三二年一月一日(『古在由重著作集』第六卷、勁草書房、一九六七年、より引用)。なお古在は、「われわれは、一方における思想の欠乏ならびに教養の低下という現象にもかかわらず、なお学生大衆に潜在しているところの社会的批判の力を無視することはできない」と、学生の批判力の可能性に眼を向けている。

(9) 河合栄治郎「教育者に寄するの言」『改造』一九三七年一月。

(10) 大内兵衛「当代学生々活の一断面」(『改造』一九三五年八月)や大森義太郎「彷徨する現代学生群」(『中央公論』一九三五年一〇月)が代表的であろう。また、『文藝』一九三七年六月号の萩原朔太郎、阿部知二、中島健蔵、三木清、戸坂潤による座談会「読書と教養のために」では、青年・学生において受動性ないし自主性の欠如が著しいことが指摘されている。

(11) 柳一郎「所謂『学生論』と我々の立場」(『図書評論』東京学生消費組合図書部、一九三七年五月)、富山高校映画研究会『モンタージュ』第一六輯「映画と学生」特集、一九三七年二月(『旧制富山高専学校思想文化運動史』新興

出版社、一九八三年、に拠る。

- (12) 戸坂潤『現代学生論の諸要点』、三木清「学生に就て」(三木清編『現代学生論』矢の倉書店、一九三七年)。

- (13) 一九三八年一月に大学・高校・専門学校など二二八校、六万三千人を対象に実施された「生活調査」によると、「趣味娯楽」は、映画、読書、音楽、写真の順である(文部省教学局『学生生徒生活調査』刊行年不明)。また、一九三四年一月に実施された東大の学生生活調査のうち、「一週間に一回以上出入りする社交機関」についての回答は、総数五四〇二人のうち、「記入ナキモノ」二三五九人、残り三〇四三人(一〇〇%)中、喫茶店のみが一九三〇人(六三・四%)、喫茶店、碁将棋所、カフェ・バー、ダンスホール、玉突所、麻雀クラブのうち、二つ以上に出入りするもの一一三人(三六・六%)、そのうちカフェ・バーとダンスホールのいずれか又は両方に出入りするもの一三七人(四・五%)となっている(東京帝国大学学生課『東京帝国大学学生生活調査報告』一九三五年)。カフェ・バー通い、「ダンス学生」は少ないが、しばしばクロス・アッブして取り上げられた。なお、一九三八年七月に実施された東京市と近在の大学・専門学校および識者三〇〇余名に対する調査では、学生のカフェ、バー、ダンスホール、麻雀クラブへの出入り禁止論は多いが、映画館、劇場、演芸場については、「学生の娯楽生活から断然隔絶せんとするもの」はいない(大原社会問題研究所『学生娯楽問題に関

する調査』一九三九年)。

- (14) 大室貞一郎『大学及大学生—その三代思想記—』利根書房、一九四一年。

- (15) 美作太郎『戦前戦中を歩む 編集者として』(日本評論社、一九八五年)、渡辺かよ子『近現代日本の教養論—一九三〇年代を中心に—』(行路社、一九九七年)、河合栄治郎研究会編『教養の思想』(社会思想社、二〇〇二年)。なお、前記『学生生徒生活調査』の「最近読みて感銘を受けたる書籍」では、調査時点でベストセラーとなっていた火野葦平の『麦と兵隊』が第一位(七九〇四人)、『土と兵隊』が第二位(三四二六人)、島木健作『生活の探求』が第三位(二二〇二人)であり、この三著が飛び抜けて多いが、戦場と兵士への関心から読まれたと思われる火野の二著を別格とすれば、全体として、学生・人格・教養ものと、土・農村生活に関する作品が目立つ。「根っからの都会っ児」だったという安田武は、軍国主義的風潮が風靡するのに「逆比例」して「反軍国主義的心情」を「固執」し、河合栄治郎の「理想主義的な人格・教養主義」に「傾倒」していったが、同時に、「島木健作的なるものへの情動的傾斜」(傍点は安田)を深めていった、と回想している(安田武『昭和青春読書私史』岩波新書、一九八五年)。教養主義的自由主義と「農村(本)主義」(安田)への傾斜は併存しており、学生の心情は両義的で、後者は転向心理とも結びつけていたと考えられるが、いずれにせよ、学生が拠り所

を求めていたことの頷れとみることができらるだろう（北河賢三『戦争と知識人』山川出版社、二〇〇三年）。

(16) 当時の或る学生は、「社会的なもの、圧力が、きびしい。自我を確立しない人間にとつてこれは残酷である」と記しているが（水上宏「大学生の日記」『東大春秋』第四卷第一号、一九三六年二月）、だからこそ河合の訴えが響いたのではないだろうか。

(17) 前掲『最近に於ける右翼学生運動に付て』および井上義和『日本主義と東京大学』柏書房、二〇〇八年。

(18) 「不良狩り」の報道は一九二〇年代から見られ、一九三二・三三年に目立つが、三四～三七年は少ない。「不良狩り」は、ゆすりや暴力行為などの犯罪あるいは犯罪に結びつく可能性のある青少年（男女）不良グループの取締りや未成年・学生の遊郭通いの取締りなどが中心であり、中学生も含まれる。なお、警視庁は一九三四年一〇月、制服・制帽の学生及び未成年の特殊飲食店（女給のサービスがあるバー・カフェなど）への出入りを禁止している。

(19) 読売新聞の「当今学生気質6」（一九三八年二月二五日）には、学生の警察署長宛誓約書（拇印押捺）の写真が掲載されている。なお、南原繁によると、早稲田署長藤田次郎は東大法学部南原ゼミ（一九三四年）の出身者である（丸山眞男・福田歓一編『聞き書 南原繁回顧録』東京大学出版会、一九八九年）。

(20) 『早稲田大学百年史』第三卷（八九〇頁）は、「世論の大

半は学生の非を認める方に傾いていた。そのためであろうか、警察当局の不法に抗議した学生代表も、翌十七日……再協議した結果、……「全早大生諸君に告ぐ！」を発表し、全学生の自粛自戒を要望した」と記している。当時の事情の詳細は不明だが、学生の間に「学生狩り」に対する意見の相違があったといわれ、また一七日には学生課員が出席しており、大学当局の意向が作用したと考えられる。しかし、そもそも「世論の大半は学生の非を認める方に傾いていた」といえるかどうか？ また仮にそうだったとしても、一日ちがいで力点の置きどころが異なる声明が出されるに至った理由とは考えにくい。

(21) 安部磯雄は、二月の学生狩りに関するインタビューに答えて、「だらしが無い」と学生ばかりを責めるわけにはゆくまい。社会にも罪はある、学生監督の立場にある父兄と学校当局は少くとも半分の責任を負はなくてはならない」と述べている（『当今学生気質1』読売二・二〇）。

(22) 『自大正十二年十月至昭和十六年十月 諸通達綴 第一 早稲田高等学院』（早稲田大学大学史 資料センター所蔵）。

(23) 『早稲田学報』一九三八年七月。なお、その後九月三日の学部長附属学校長会議において、学生の「自粛反省」を具体的に示す「自発的」な「申合せ」を行わせることを決定しており、これをうけて九月三〇日には学部・学院・専門部など各箇所ごとに「学風振興に係わる学生申合せ」が行われ、「学風振興」運動が開始されている。申し合わせ

事項は、時局講演会・座談会の開催、傷病将士の慰問、節約献金運動、皇居遙拝及び黙禱、徒歩通学の励行、麻雀・撞球店に濫りに出入りしないこと、などである(同前『自大正十二年十月至昭和十六年十月 諸通達綴』)。

(24) 当時第一早稲田高等学院生だった有馬頼義は、警察のやり方に反抗した学生は警察署裏の道場で竹刀で殴られ、署長は学生の徴兵延期制度を特権だと言った、と記している(有馬頼義『小説 昭和事件史?』三笠書房、一九七一年)。

(25) 北河賢三『戦時下の世相・風俗と文化』藤原彰・今井清一編『十五年戦争史 2日中戦争』青木書店、一九八八年。

(26) 本稿では学生(男子)に照準を合わせて風俗統制を論じたが、「マダム」や「モダンガール」、女学生など、女性の風俗も標的となった。国民精神総動員運動の開始当初、内務省はダンスホールを閉鎖する方針を打ち出したが各方面からの反発が強く、一九三八年六月には業者の「自肅自戒」を認めてしばらく「静観」する方針に修正した(東朝一九三八・六・三)。しかし、警視庁は同年七月一日から、女性客に限ってダンスホールとダンス教習所への入場を禁止した。また、荒木文相は、女性の飲酒・喫煙、パーマネント・ウェーブ、女学生の間に流行しているサイン熱を槍玉に上げ、「キミ・ボク」語の撲滅を唱えた。この「キミ・ボク」語撲滅の「お布令」を全国高等女学校長宛に出すことに対しては、教育界関係者の中で賛否両論があったと伝えられる(読売一九三八・八・二四、八・三〇)。しかし、

文部省の指導方針と軌を一にして、内務省警保局は九月五日、一三の大衆雑誌の編集者を招致して「大衆雑誌の記事浄化指導」を実施しており、その中で、同年五月婦人雑誌編集者に指示されていた「婦人雑誌ニ対スル取締方針」中の「女子ノ貞操観念ニ疑惑ヲ招カシムルガ如キモノ」に対する取締りの強化などに加えて、「女子の作法又は言葉遣不良の記事(君、僕、兄貴等)」の取締りを指示している(『出版警察報』第百拾五号、一九三八年九・一〇月分の報告)。一方、レビユー・ガール、スポーツ選手、俳優、外国人などを対象とする女学生のサイン蒐集熱に対しては、文部省が全国道府県知事ならびに全国高等女学校長宛に、内務省が全国道府県知事宛に、それぞれ「極秘に禁止取締方の通牒を發した」と報じられている(読売一九三八・九・二二夕刊)。なお、パーマネント・ウェーブ排撃については、内藤英恵「日中全面戦争とパーマネント排撃」(須崎慎一・内藤英恵『現代日本を考えるために 戦前日本社会からの視座』梓出版社、二〇〇七年)がある。